

令和2年3月25日

お客さま各位

平塚信用金庫

法令に基づく預金規定等の改定及び電子化のお知らせ

平素は平塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月からの「民法の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、下記の預金規定等を改定いたしますとともに、環境に配慮した取組み（紙使用量の削減）の一環として、預金規定等の電子化を行います。

電子化の対応により、当金庫ホームページで最新の各預金規定等をご確認いただけるようになることから、電子化対応した規定の窓口での配布を終了させていただきます。

なお、これまでどおり書面による「預金規定」をご希望されるお客さまにおかれましては、店頭にてお渡しいたしますので、窓口にてお申し付けください。

記

1 改定日

令和2年4月1日（水）

改定後の新規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2 改定する預金規定等

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 流動性預金規定集 | (5) 定期積金・通知預金取引規定集 |
| (2) 当座勘定規定（一般用） | (6) 休眠預金等活用法に係る預金規定集 |
| (3) 当座勘定規定（専用約束手形口用） | (7) キャッシュカード規定集 |
| (4) 定期預金等規定集（証書・通帳兼用） | (8) 振込規定 |

3 「民法の一部を改正する法律」の施行を踏まえた対応

- (1) 定型約款の変更に関する事項
預金規定等の改定等、変更される場合を定めた条項を記載しています。
- (2) 後見人に関する届出の追加
成年後見人等が法定成年後見制度の対象となった場合、当金庫へお届けいただく必要があることを記載しています。
- (3) 定期預金等の満期日前における解約の制限
定期性預金の満期日前の解約につきまして、別項に示して明確にしています。

4 預金証書裏面記載事項のお読み替えについて

預金証書の裏面には、「くわしくは別途お渡しいたしました規定集をご覧ください。」と記載されておりますが、「くわしくは当金庫ホームページ掲載の規定集をご覧ください。」とお読み替えいただけますようお願い申し上げます。

以上